

第5章 実現に向けて

まちなかの活性化に向けては、基本理念や重点項目、主要施策を実現するための事業を実施することに加えて、計画を推進する組織が実現に向けて主体的に活動することが大切になります。そこで、本章では事業の位置付けや組織体制、目標達成に向けた進行管理の進め方等を定めます。

1 実施する事業の考え方

本計画において実施する事業については、基本理念、重点項目、主要施策に位置付けられ、中心市街地区域内で実施される市の事業に加え、商業団体や民間団体等により実施される事業も位置付けることとします。

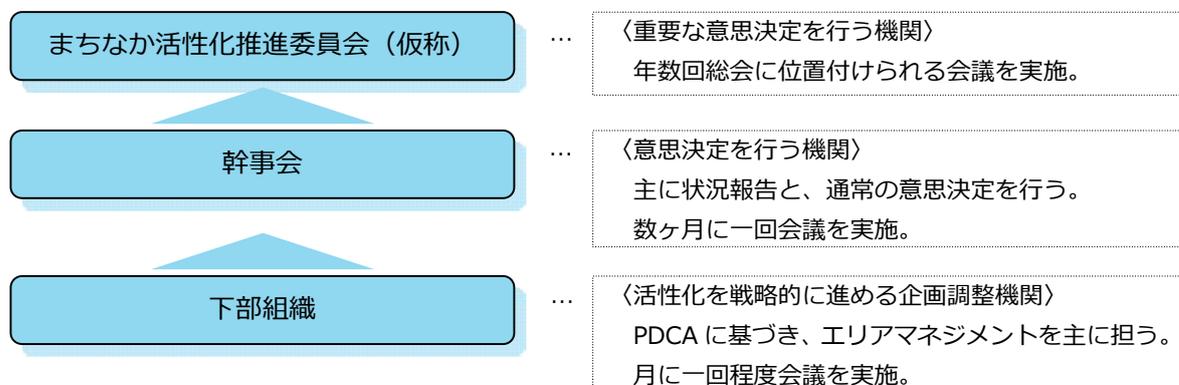
計画に位置付ける事業については、計画を推進する組織の中で位置付け等を検討し、毎年度見直しを行います。

2 計画を推進する組織体制

本計画を推進する組織としては、行政と民間が対等な立場で、主体的に進行管理をすることが求められます。また、認定計画を含めてこれまでの計画を推進する組織が担っていた、多様な主体の調整機能や、計画の進行管理等に加え、今後はより一層民間の主体性や行動力を伴った推進体制に変革することが求められます。

そのため、民間団体が主体的に取組を進めることができるように、市、宮崎商工会議所、民間団体、学識経験者等で「まちなか活性化推進委員会（仮称）」を立ち上げ、公民連携で継続的にまちなかの活性化を推進していきます。また、まちなかのハブエリア（橋通東3丁目）には、「高等教育コンソーシアム宮崎」や宮崎大学のサテライトとして「まちなかキャンパス」も設置されており、高等教育機関や学生を巻き込んだ取組も進めます。

〈組織のイメージと主な役割〉



3 目標達成に向けた進行管理

(1) 進行管理の基本的な考え方

本計画の進行管理は、「まちなか活性化推進委員会（仮称）」を中心に、毎年度事業の実施状況や成果指標の達成状況を把握しながら、適切な進行管理を行います。本計画の基本理念、基本目標、重点項目、主要施策に位置付ける事業を設定し、その結果の評価も含めて毎年ローリングを行います。

(2) PDCA に基づく計画的な進捗管理

本計画に基づくまちなかの活性化に当たっては、施策の実効性を高めていくため、各関係団体と連携し、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「見直し(Action)」という一連の流れを繰り返しながら、新たな施策の構築や継続的な改善を図ります。

特に、評価においては、達成度を図る指標として成果指標を設定しているため、その達成状況のほか、市民意識調査の結果や様々な統計データ等を整理することで、適切な評価・検証を行います。

(3) 内閣府認定制度等の活用

今後の社会経済情勢の変化や、まちづくりに関する民間の機運の高まり等を踏まえ、必要が生じた場合には、中心市街地の活性化に関する法律に基づく内閣総理大臣認定制度等の国の制度や各種支援機関の制度等の情報を積極的に収集し、適切に活用します。